# 令和8年 8月千葉豪雨 台風第25号 被災者支援案内

## 館山市長 森 正一からのお見舞いメッセージ

このたびの令和８年８月千葉豪雨及び台風第 25 号により、被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

館山市では、被災された皆さまの生活再建に向けて、各種支援制度をご用意しております。

市役所一丸となって、支援に取り組んでまいりますので、一日も早い復旧に向けて、ともに乗り越えていきましょう。

## 支援制度のご案内

受付時間 9:00～16:30（土・日・祝日を除く）

| 支援内容 | 担当部署 | 対象者 |
|---|---|---|
| まるごと支援相談窓口 | 館山市社会福祉協議会（0470-23-5068）、高齢者福祉課 包括ケア係（0470-29-5386） | 被災された方すべて |
| 住宅の応急修理 | 建築施設課 計画管理係（0470-22-3751） | 準半壊以上 |
| 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 | 社会福祉課 社会福祉係（0470-22-3213） | 準半壊以上 |
| 学用品の給与 | 教育総務課 教育総務係（0470-22-3685） | 準半壊以上 |
| 災害援護資金の貸付 | 社会福祉課 社会福祉係（0470-22-3213） | 罹災証明書又は被災届出証明書（家財の被害）をお持ちの方 |
| 国民年金保険料の免除 | 市民課 高齢者医療年金係（0470-22-3418）、木更津年金事務所（0438-23-7616） | 被災による損害がある方（財産等におおむね 1/2 以上の損害） |

### その他の支援

各種使用料・利用料の減免制度（下水道使用料、保育料、学童保育料、介護保険サービスなど）があります。また、市税等の納付が困難な場合は、納税相談もできます。

### 証明書手数料の減免

被災された方を対象に、住民票など各種証明書の発行手数料を減免する制度があります。

## 支援制度の詳細・最新情報

支援制度の詳細や最新情報は、館山市ホームページ（URL: https://www.city.tateyama.chiba.jp/shafuku/page000001_00123.html）をご確認ください。スマートフォンをお持ちの方は、QR コードからも確認できます。